

越谷市におけるマンションの適正な管理の促進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存するマンションの管理組合等を登録することにより、マンションの概要、管理状況等を把握し、マンションの管理組合等に対して情報提供を行うことにより、マンションの適正な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に所在するものをいう。
- (2) 管理組合等 法第2条第3号に規定する管理組合、同条第4号に規定する管理者等、同条第8号に規定するマンション管理業者、管理組合又は管理者等が選任されていないマンションにおける区分所有者等その他マンションの管理業務を行う者をいう。
- (3) 専門家 法第2条第5号に規定するマンション管理士その他のマンションを管理する上で必要な知識を有する資格者をいう。

(概要、管理状況等の届出等)

第3条 管理組合等は、マンションの概要、管理状況等に関し、越谷市マンション管理組合等登録届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 管理組合等は、前項の届出の内容に変更（建物の滅失その他の事由を含む。）が生じたときは、速やかに越谷市マンション管理組合等届出事項変更届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による提出があったときは、速やかに当該届

出の事項を登録するものとする。

(情報の提供等)

第5条 市長は、法令等の改正の情報、相談会又はセミナーの開催情報その他のマンションの適正な管理に係る情報及びマンション居住を支援する団体又は専門家から提供された情報を管理組合等に提供するものとする。

2 管理組合等は、市長から提供された情報を積極的に活用し、マンションの適切な維持及び管理に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。